

第33回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年2月26日 10時00分開会 ～ 11時00分閉会
2. 開催場所 緑と語らいの広場 えにあす 2階 8-1・8-2 会議室
3. 出欠状況（出席委員 15名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2番		姉崎 敏一	出席	
3番		橋本 佳文	出席	
4番		中島 和彦	出席	
5番		大岩 則子	出席	
6番		小山内 洋美	出席	
7番		工藤 伸一	出席	議事録署名員
8番		坂本 孝之	出席	議事録署名員
9番		西野 和文	出席	
10番		平野 貴史	出席	
11番		寺澤 順一	出席	
12番		中村 孝之	出席	
13番		田中 浩巳	出席	
14番		澤永 英樹	出席	
15番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 使用貸借の解約について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第2号 令和9年度農業政策と予算に関する要望について

5. 参与した職員

農業委員会事務局 次長 市川 忠志

主査 松野 優一
大高 慶寛
瀬川 和也

6. 議事内容

事務局次長： 只今より第33回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆さん、おはようございます。
本年度は、例年に比べて恵庭の雪解けが早い状況ですが、それとは関係なく、毎年、春に向けて準備をすることは一緒であります。皆様それぞれに頑張っただければと思っております。
本日も委員の皆様には、慎重なご審議のうえ、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

事務局次長： ありがとうございます。
恵庭市農業委員会会議規則第5条第3項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
7番工藤委員、8番坂本委員を指名します。よろしくお願いたします。
続きまして、日程2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局次長： それでは、「議事日程」についてご説明申し上げます。お手元の議案書表紙裏面の「日程表」をご覧ください。
本日もご提案いたします案件の概要につきまして、以下のとおりご説明いたします。本日の案件は、報告案件が3件、議案案件が2件となっております。
まず、報告案件についてであります。
日程3 報告第1号は、令和8年1月29日から令和8年2月25日までの委員会業務報告です。
日程4 報告第2号は、使用貸借の解約について、1件
続いて、議案案件についてであります。
日程5 報告第3号は、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件
日程6 議案第1号は、農用地利用集積等促進計画について、32件

日程7 議案第2号は、令和9年度農業政策と予算に関する要望について以上、議事の概要について、簡単ではございますがご説明いたしました。何卒、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程3 報告第1号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局次長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和8年1月29日から令和8年2月25日までの委員会業務報告となります。

1月29日 第32回恵庭市農業委員会総会

2月19日 第1回定例会（初日）

2月20日 北海道農業会議 第4回理事会

2月20日 第10回常設審議委員会

2月20日 監事選考委員会

以上、委員会業務報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 使用貸借の解約について

会 長： 日程4 報告第2号「使用貸借の解約について」事務局より説明願います。

事務局： 報告第2号「使用貸借の解約について」

このことについて、下記のとおり通知があったので報告いたします。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、畑、面積、[REDACTED]m²、借主は[REDACTED]の[REDACTED]さん、貸主は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、契約期間は、[REDACTED]から令和[REDACTED]まででしたが、[REDACTED]に解約が成立しています。解約の理由は[REDACTED]であります。

以上、1件の通知がありましたので報告いたします。

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長： 日程5 報告第3号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局： 報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に田面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和7年11月4日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和8年1月21日に届出されております。以上、1件の届出がありましたので報告いたします。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 農用地利用集積等促進計画について

会長： 日程6 議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」ですが、番号5番と6番は、私の案件となることから農業委員会等に関する法律

北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■ m^2 、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、■■■■。

場所につきましては、地図番号 2 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 7 番、8 番、利用権の設定等をする者、■■■■の■■■■、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■ m^2 、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■。

場所につきましては、地図番号 4 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 9 番、10 番、利用権の設定等をする者、■■■■の■■■■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■、地目、公簿、原野と畑、現況、畑、面積、■■■■ m^2 、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■。

場所につきましては、地図番号 5 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 11 番、12 番、利用権の設定等をする者、■■■■の■■■■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■ m^2 、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■。

場所につきましては、地図番号 6 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 13 番、14 番、利用権の設定等をする者、■■■■の■■■■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■ m^2 、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、■■■■。

場所につきましては、地図番号 7 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号 15 番、16 番、利用権の設定等をする者、■■■■の■■■■さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、畑、

面積、 ㎡、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、 。

場所につきましては、地図番号 8 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 17 番、18 番、利用権の設定等をする者、 の さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 の 、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 ㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、 。

場所につきましては、地図番号 9 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 19 番、20 番、利用権の設定等をする者、 の さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、 ㎡、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、 。

場所につきましては、地図番号 10 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 21 番、22 番、利用権の設定等をする者、 の さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、田、面積、 ㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、 。

場所につきましては、地図番号 11 番、 、 斜線の土地となります。

番号 23 番、24 番、利用権の設定等をする者、 の さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、 ㎡、利用権設定等の内容、転作田と普通畑、利用権の終期は、 。

場所につきましては、地図番号 12 番、 、 斜線の土地となります。

番号 25 番、26 番、利用権の設定等をする者、 の さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、畑、面積、 ㎡、利用権設定等の内容、転作田、利用権の終期は、 。

場所につきましては、地図番号 13 番、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]斜線の土地となります。

番号 27 番、28 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 14 番、[REDACTED]
[REDACTED]斜線の土地となります。

番号 29 番、30 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 15 番、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]斜線の土地となります。

番号 31 番、32 番、利用権の設定等をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、北海道農業公社を仲介し、利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m²、利用権設定等の内容、普通畑、利用権の終期は、[REDACTED]
[REDACTED]。

場所につきましては、地図番号 16 番、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]斜線の土地となります。

利用権設定を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項第 2 号並びに 3 号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明と各委員長からの報告がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第2号 令和9年度農業政策と予算に関する要望について

会 長： 日程7 議案第2号「令和9年度農業政策と予算に関する要望について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第2号「令和9年度農業政策と予算に関する要望について」、このことについて、石狩地方農業委員会連合会を通じ、北海道選出国會議員へ要望してよろしいか決定を求めます。

要望先は、令和8年6月1日開催予定の北海道選出国會議員要請集会となります。

前回総会にて可決された2件の要望に加え1件の追加要望ありましたので、この内容で要望とすることとしてよろしいか伺います。

【要望項目】10. その他

【要望の内容】労働力と人材の確保について

農繁期の人材不足が喫緊の課題となっていることから、地域の情勢に即した人材確保に資する施策を実現すること。

【要望の理由等】

近年、ハローワーク等の人材派遣を通じた求人を行っても、人材を確保することが困難な状況が常態化していることに加え、長年、従事をしてきていたパートタイムも高齢化により引退される方も増加傾向にあり、労働力確保が課題となっている。

加えて、労働力不足による高収益作物の栽培意欲の減退、品質の低下、さらには営農体系の変化に伴い、産地の偏りなどによる農作物の価格変動や供給の不安定さが課題となり、農業経営がひっ迫されることで、農業後継者や新規参入者の就農を妨げることが懸念される。

また、令和9年度から技能実習制度から移行となる育成就労制度による外国人材の受け入れについて農業間の派遣は可能になるものの、現状は冬期間の農作業が激減する地域において、他地域への農作業派遣は調整と経費の負担等と時間と労力を要すると思われる。

そのような状況下に農業者自身、他業種で収入を得ている現状を踏まえ、農作業が激減する期間に地域内での、他業種派遣ができる制度の確立が計画的な人材確保により安定した農業経営が可能と考えられる。

こうした状況を踏まえ、外国人材の増加に備えた支援の拡充や地域農業に即した特区の設置など、労働力不足の解消となる支援・対策を要望するものである。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、承認されました。
これで、本日付議されました案件は、全て終了いたしました。
その他、全体を通して、何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： 意見なし。

会 長： これをもちまして、第 33 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 7 番 委 員 _____

議事録署名委員 8 番 委 員 _____